様式第３（第 138 条関係）

（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 の３の 24 第６項において準用する同法第 12 条第７項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写真

押出スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

裏　面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 12 条　（略）

２～５　（略）

６　前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

７　前項第１号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８　第６項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 43 条の３の 24　発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２～４　（略）

５　発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の尊守の状況（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

６　第 12 条第６項から第８項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第６項中「前項」とあるのは、「第 43 条の３の 24 第５項」と読み替えるものとする。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第 12 条第６項（第 22 条第６項、第 37 条第６項、第 43 条の３の 24 第６項、第 43 条の 20 第６項、第 50 条第６項、第 51 条の 18 第６項、第 56 条の３第６項又は第 64 条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四の二　第 12 条の２第１項、第 22 条の６第１項、第 43 条の２第１項第 43 条の３の 27 第１項、第 43 条の 25 第１項、第 50 条の３第１項、第 51 条の 23 第１項又は第 57 条の２の１項の規定に違反した者。

四の三　第 12 条の２第３項（第 22 条の６第２項、第 43 条の２第２項、第 43 条の３の 27 第２項、第 43 条の 25 第２項、第 50 条３の第２項、第 51 条の 23 第２項及び第 57 条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四　第 12 条の２第６項（第 22 条の６第２項、第 43 条の２第２項、第 43 条の３の 27 第２項、第 43 条の 25 第２項、第 50 条３の第２項、第 51 条の 23 第２項及び第 57 条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者